# 河川占用許可手続き

## 河川占用について

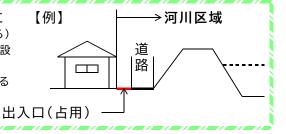
河川区域内の土地は、河川管理施設(堤防・護岸など)と相まって、流路を形成し洪水を流し、 洪水による被害を除去し又は軽減させるためのもので、かつ、公共用物として本来一般公衆の 自由な使用(散歩、魚つり等)に供されるべきものです。

したがって、その占用は原則として認められるべきものではありません。

しかし、占用の目的によっては、公園・運動場などのように河川の使用を増進する場合や橋・ 道路などのように社会経済上の必要性が高い場合など、河川区域内の土地の占用を認めていま す。

また、次のような場合にも必要最小限に限って占用を認めています。

- ①堤防に面した道路(河川占用している道路)に 出入口を設ける場合(他に出入口が無い場合に限る)
- ②水道、下水道等の管類を敷設する場合(他に敷設するルートが無い場合に限る)
- ③電柱を設置する場合(他に設置場所が無く、設置する ことに必要性がある場合に限る)



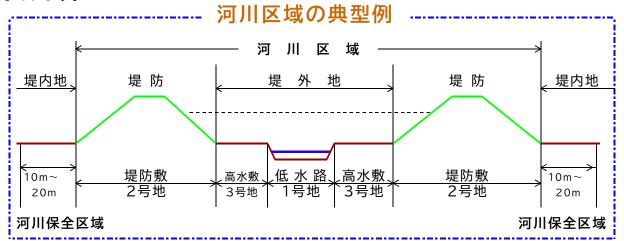
※その他に季節的な使用や工事の仮設などの一時的な占用許可があります。

注: 占用にあたっては、東京都・埼玉県から占用料が徴収されます。

### 河川区域とは

河川区域とは、河川を管理するために必要な区域で、基本的には<mark>堤防と堤防に挟まれた間</mark>の 区域をいいます。

河川区域は、大きく分けて①通常水が流れている土地(1号地)[低水路]②堤防や護岸など、河川を管理するための施設の土地(2号地)[堤防敷]③1号地と2号地に挟まれている土地で、1号地と一体化して管理を行う必要のある土地(3号地)[高水敷]の3種類に分かれています。なお、河川区域内の土地は、ほとんどが河川管理者の管理する国有地ですが、民有地も存在しています。



電子メールでも受け付けています。 余裕をもってお早めに申請して下さい。

#### ●河川区域内の土地の占用等の許可に関する事務

#### 許可対象

河川区域内は、原則一般の方が自由に利用できるものですが、排他的・独占的に利用 (占用)する場合には河川法の土地の占用の許可が必要となります(河川法第24条)。

また、河川区域内においては、次に掲げる行為に関して河川法の許可が必要です。

- ・工作物を新築・改築又は除却する場合(河川法第26条第1項)
- ・盛土、切土等の土地の形状を変える又は植栽を行う場合(河川法第27条第1項)
- ·河川の水を取水する場合(河川法第23条)
- ・河川の砂・砂利、ヨシなどを採取する場合(河川法第25条)
- ※ただし、河川法<u>第24条と第25条</u>は、申請の場所が<mark>国有地の場合</mark>に限ります。 河川法第26条第1項と第27条第1項は、国有地、民有地の区別無く河川区域内は許可が必要となります。

#### ●許可申請に必要な書類(河川法第24条及び第26条第1項)

- 1. 許可申請書(甲)及び(乙)様式の書類
- 2. 事業計画概要書(申請の内容を説明した書類)
- 3. 位置図(1/50,000程度)
- 4. 占用する土地の実測平面図 (河川との関係がわかるもの)
- 5. 工作物の設計図

(堤防との関係を示した図面[横断図]を含む)

- 6. 工程表
- 7. 占用する土地の面積を計算した書類及び丈量図
- 8. 他の行政機関の許可が必要な場合はその許可書写し
- 9. 現況写真
- 10. 洪水時の撤去計画書(高水敷に設置する場合)
- 11. その他参考となる書類
- 12. 当該申請書類の副本(2~3部程度)

#### 詳しくは、下記の問い合わせ窓口までお問い合わせください。

#### 管理区間【模式図】 ※ **-----** 中川·綾瀬川 [東京都管理] 小名木川出張所 10m 河川保全区域 20m 綾瀬川 中 川 → 荒川→ 河口 20m 河川保全区域 20m 指定なし 笹目橋 問い合わせ窓口

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 占用調整課 〒115-0042 東京都北区志茂5-41-1 TEL03-3902-2326 FAX03-3902-7631 MAIL ktr-arage-sentyou@gxb.mlit.go.jp

国土交通省 関東地方整備局 〒136-0072 東京都江東区大島8-33-26 荒川下流河川事務所 小名木川出張所 TEL03-3681-6131 FAX03-3683-7453 MAIL ktr-arage-onagigawa@ki.mlit.go.jp